

## <いじめ問題講義レジュメ> ～自由の森学園中・高等学校～

日時：平成30年6月6日

場所：自由の森学園，会議室

講師：弁護士 井坂 和広

対象：校長，教頭，教員

### \* 自己紹介

・弁護士としてのライフワーク的フィールド

①DV問題

②医療過誤訴訟

③低周波音公害

・共通項は何？

→相手は強者，しかも，圧倒的な強弱関係

妻対暴力夫，患者対病院，個人(住民)対ハウスメーカー・家電メーカー

・この中に今日のテーマと最も深い関係があるのは？

→①です(これだけが「いじめ」の範疇)。

・以上については，私のブログを参照してください。

1 この講義は，「いじめ」という社会事象について，「歴史」「人間心理」「政治」の視点から「社会」を対象として考察する。これによって，あらゆる「社会」に「いじめ」が可避的に生じてしまう「からくり」を理解する。この「理解」が「いじめ」解消・防止の出発点である。

→正に，『社会学』的考察

\*社会学：社会で起きる現象の実態と原因のメカニズムを研究する学問

\*社会学的視点と心理学的視点は欠かせない

～ because いじめは，社会集団の病理現象であり，それはまた，個々の人間の心理とも深く関わっている。そして，いじめは，無意識の世界に根ざす問題だから，この「無視意識」の世界にある原因的な要素をそこから「意識の世界」に引っ張り出すことが必要だから

## 2 法と社会・国家，人権とは？

現代の日本社会における「いじめ」を考えるにあたり，現代日本社会における法体系（立憲民主制）を確認しておく必要がある。

\* 立憲民主制⇔絶対君主制，天皇制，独裁制

\* 「法」は多義的な言葉～大きく二つに分けられる

法則～自然法則（引力，天動説），化学法則，経済法則（需給関係による価格決定）～「こうである」（元々あるものを人類が発見）

\* 普遍的（時代や社会を越えて存在）

規則～法律，道徳（ウソはダメ），宗教規範～「こうあるべき」（人が作ったルール，「(社会) 規範」)

→憲法はどちら？ 形式的には後者～憲法によっては，前者が基礎に属するものもある（例えば欧米，日本）

\* 規則は，相対的，流動的（時代と社会によって異なる）例～銃所持・窃盗・不貞，ギャンブル

\* 立憲主義の憲法は，日本帝国憲法とどこが違うか？

旧憲法～欽定憲法＝君主（天皇）主権～国民に向けた規範

現憲法～立憲主義（個人＝人権が最高価値）～13条（個人の尊厳）

\* 「立憲主義」の憲法～国家権力を制限する為の道具～権力者に向けた規範  
多数決によっても独裁者に権力を授権できない（ヒトラー）

\* フランス革命・イギリス名誉革命の拠り所となったのは～ロック，ルソーらの啓蒙思想，彼らの啓蒙思想は，前記「自然法則」に近い

・ロック（イギリス）

～天賦人権・自然権思想（人間は生まれながらに自由と平等の権利を持っている  
→国王の専制政治に対抗，名誉革命を正当化，フランス革命・アメリカ独立宣言に影響

・ルソー（フランス）～社会契約論（人民主権）

→やがて，自然権思想は後退して，『外見的立憲主義』へ～日本帝国憲法

→第2次大戦後，自然権思想が復活

・旧憲法→天皇主権＝全体主義：「集団」が単位になると「人権」はなくなる

・「人権」なくして「いじめ」問題を考えることはできない

～戦前の日本では，「人権」は存在せず，国自体がいじめの構造（「天皇」の名の

もとに人権は全否定 されていた)

- ・今の日本～各人の人権が最高価値を持つ→「いじめ」とその対策は、「人権」抜きには考えようがない
  - \*日本の文化，社会風土～和の文化，大化の改新から明治維新まで，律令制度・儒教精神に根ざす「お上文化」（上からルールを押し付ける），西洋文化は個人の権利を守るためにルールを作る（絶対王政→市民革命）
- 日本は，「人権」が根付きにくい，欧州と比べて，日本のいじめ問題が深刻であることの原因の一つである
- \*憲法を根源から，真っ向から否定する「いじめ」に本気で取り組もうとしない，今の日本社会の問題性に気付いてほしいと思う。

### 3 いじめの定義

- ・これは大変難しい，というより非常に危険な代物。
- ・定義は，防波堤の役割を果たすが，両刃の件でもある。次にその好例を示す。
- \*文部科学省1985年定義
  - ①自分よりも弱いものに対して一方的に，②身体的・心理的な攻撃を継続的に加え，③相手方が深刻な苦痛を感じているもの，④学校としてその事実を把握しているもの
  - 「自分より弱いもの」「一方的」「攻撃」「継続的」「深刻な苦痛」「学校としてその事実を把握」～これらの要件がいじめ対応の障壁となり，学校側の逃げ道になってきた→いじめ自殺の頻発→定義の見直し
  - \*いじめ防止対策推進法(2013年)
    - 「いじめ」とは，児童等に対して，当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう
    - \*文科省定義～現実のいじめを増長させる
    - \*推進法は，被害児童の立場に立った定義
      - ①「影響を与える」行為，②被害児童が「心身の苦痛」を感じている，の二つで認定できる
- \*これなら，被害者の訴えのみを端緒に対応が可能
- \*現実のいじめ対応の発端は，親，教師，学校等が「いじめ」と思われる事実・相

互行為の存在を察知することであり、そこがスタート地点である

・ところが、ここで「事実」の察知を、例えば、警察の捜査や裁判のように事実関係を調査してある程度「客観的に」把握しようとするればどうなるか→いじめの現場を容認することになる

・本当にいじめがあるかどうかを確かめようとしてはいけない。

なぜなら、加害者は100%いじめ行為を認めないから、殆どの場合『いじめの事実が確認できない』で終わる

・「もし間違っていたら大変」という人がいたら、馬鹿かといいたい。

・間違っていたらすごくいいこと、しかし間違いの確率は殆どゼロ

・万一、間違っていたら～いじめ問題がいかに大変な問題かを説明すれば宜しい  
～そんなことで疑われた子は傷ついたりほしくない

\*一見、不公平、不公正なことのようだがなぜ違うか、

ニュートラルで見てはいけない。いじめは、万一起きていたら一方に深い傷を残し(最悪は自殺)、取り返しが付かない、しかも、「集団」がなんの罪もない一人をターゲットに陰湿な手段で追い詰める悪質な犯行である

～憲法上のデュープロセス(適正手続)とは前提が違う

\*後で説明するいじめの「透明性」「見えにくさ」にも大きく関連する

→透明で見えにくいいじめを「客観的に」調査しようとしても不可能

見えないものは調査しても見えないし、客観的にも見えない

→被害者(親も含めて)の訴えだけで充分、教師がその痕跡らしきものを見たり感じたり、何でもいじめの徴表をみたら「いじめ」を察知しなければならない

～本当に「間違い」であると確信をもつまで追求を止めてはならない、仮にその教員は学校からのいじめを受けて退職に追い込まれても

\*日大アメフト反則事件の例

・関東連盟は、反則選手の証言を全面的に支持して、監督・コーチの主張を全て虚偽と決めつけた(相当に合理的な理由付けがある)

→これは日本の今日的状況では、非常に珍しいこと

世間は、痛快な展開に「まるで時代劇を見てるよう」と喝采を送った

もし、いじめ自殺事件の校長や教育委員会のような対応だったら数か月以上かかったはず(この事例は僅か数日間の展開)

#### 4 「社会」とは

いじめが起きる母体である「社会」とは何かを考えることは、いじめの発生原理を解明するうえで有益である。

\*「社会」の例～家庭，クラス，部活，サークル，学校，地域，会社，役所，e t c.あらゆる「社会」で起こる可能性がある

\*その「社会」いかんによって，セクハラ，パワハラ，DV，等の別の「括り」によって社会問題化されて刑事・民事の対応に結びついていきう，救済が比較的容易である

→学級や部活のいじめはそれらとは異なり，密室で，治外法権的

→それゆえに，自殺事件が起きる，DV(殆どない，離婚すれば済むから)やセク・パワハラ(少ない，会社を辞めるか，辞める覚悟で裁判すれば済むから)，

\*何より被害者は「大人」でしょ！

#### 5 社会で「いじめ」が起きる原因と構造

ここで取り上げる「森田」「中井」「菅野」のいじめに対する洞察は群を抜いており，他の文献，マニュアルの類いは，的を外れて役に立たないか有害でさえある。

特に森田は，現在の我が国のいじめ問題における古典的文献となっており，様々な人がこれを基礎においている

\*日弁連が発行するいじめ対策マニュアルは，森田の「いじめ劇場4層構造」を基礎に置き，各弁護士会による「いじめで前授業」でも森田理論を最大限利用している。

\*特に，教員による文献（教員向け）はダメ，その著者が属する学問領域が学校現場に近いほど，的が外れていく悪循環に陥っている（例えば教育学）～その理由は，著者自身がいじめの当事者であることに気がつかないで滔滔と気持ちよさそうに論じている（お目出たいとしかいいようがない）。

\*森田：社会学，中井：精神医学，菅野：哲学

\*彼らの真実を見抜く洞察の鋭さと表現の豊かさ，独創性に驚きを禁じ得ない

(1) 森田洋司「いじめとは何か」（中公新書）

～2010年(第9刷)，20年前の大阪市大研究

\*いじめの実態，しくみを『4層構造』と『劇場空間』と説明

・「教室全体が劇場空間，いじめは，舞台と観客との反応によって進行するドラマ

マ」～配役は流動的

- \* 「いじめの4層構造」～加害者・被害者・観衆・傍観者
  - ～中心にいる「加害者と被害者」をはやし立てる「観衆」取り巻き、さらにこれらを取り巻く「傍観者」が文字どおり見て見ぬふりを決め込む
- \* 実は、大部分を占める「傍観者」は加害者である（この点が森田理論の要（かなめ））
- \* いじめを止める「仲裁者」の出現がいじめの抑止力に関わる
  - ～「傍観者」が増えれば「仲裁者」の出現可能性が下がる
- \* 「悪意による見えにくさ」～狡猾な偽装・正当化：わざと足を出して転倒させて頭をかいて「ごめん」と謝る手口、プロセスごっこを装う
  - いじめ劇場の密室化
  - 菅野は、「曖昧なものを算出することを通して秩序をつくるという『いじめ基本戦略』と表現する
- \* 周囲の大人の認識と実態とのズレ→二次被害の発生
- \* 「ある社会集団において逸脱が生じた場合に、反作用が適切に発動されれば、正常な社会、この反作用が適切に作動しない状態は『病んだ社会』  
～教室でいじめる人を制止しようとしなのは、『病んだ学級集団』～教師がいじめを発見することすら困難
- \* イギリス等と日本の比較～別紙グラフ参照
- ・ 仲裁者
  - ～いずれも小学校では、仲裁者の出現率は高い（40%～60%）
  - ～いずれも下がり続けるが、イギリス等は中学校で下げ止まり、上昇に転じるが日本は下がり続ける
- ・ 「傍観者」も加害者である
  - ～小学校では少なく、学年が進むにつれ増えていくが、イギリス等は中学校段階で減少するが、日本は増え続ける（何と60%）。
- ・ 学級内の傍観者の多さといじめの発生は比例する
  - ～「傍観者の存在がいじめに暗黙の支持を与えるから」
- ・ 傍観者の増加と仲裁者の出現率は反比例する
- \* グラフは、日本の子供達は、傍観者として育っていくことがあたかも成長であるかのような動きを示している←この点を直視せよ
  - ～目の前で級友が苛められていても見て見ぬ振りをするのが大人

現実として、そうせざるを得ないことはある、しかし、それを当然とし、あ  
指導することとは全く違う～ここで心の「葛藤」なき者は、人間の名に 値  
しない（と私は思うし、少なくともそうでありたいと思う、皆さんは違うん  
ですか？）

## (2) 中井久夫「アリアドネからの糸」（みすず書房）

～1997年（第7刷）

\*「いじめを教える塾があるわけではない」「一部の家庭と学校とは懇切丁寧にい  
じめを教える学校である」～子どもは家庭や教師からいじめの手口を学んでい  
る

\*いじめが進む3段階：孤立化→無力化→透明化

・まず集団内での「孤立化作戦」

・いかにターゲットがいじめられる価値があるかのPR作戦（教師も巻き込まれ  
る）

\*権力欲「子どもの社会は権力社会である」「子どもは・・・権力に餓えている」

・色々な手段で「無力化」～最初にしっかり暴力を振るっておけば後は「暴力を  
振るうぞ」と脅すだけで充分

・いじめは次第に「透明化」して周囲に見えなくなってゆく

\*中井は、「いじめの政治学」の終わり近くで、いじめられる子どもの身になっ  
て（そして、自らも振り返り）このように述懐する。誰も言わなかったタブーと  
思えることをはっきり言ってくれている。

「なるほど、子どもの世界には法の適用が猶予されている。しかし、それを裏  
返せば無法地帯だということである。子どもを守ってくれる子ども警察も、訴え  
出ることのできる子ども裁判所もない。子どもの世界は成人の世界に比べてはる  
かにむき出しの、そうして出口なしの暴力社会だという一面をもっている」

～（私見）「ここを通らないと大人になれない」と、まるでアフリカの少数部族  
で行われる成人の儀式の如き。そんな無法地帯に放り込まれる子どもの身になっ  
てくれ

## (3) 菅野盾樹「いじめ＝＜学級＞の人間学」（新曜社）

1986年初版

\*「いじめの4層構造」を大阪市大グループの研究論文の時代に取り上げている

(中公新書発行の 20 年以上前, すごい慧眼)

\*いじめの見えにくさ

- ・いじめの劇的空間は, 不可視性を高めている (p 7 1)
- ・いじめは, 教室など学校の中心領域から外れた辺縁の場所で上演されやすいし, 授業後や始業前が舞台となりやすい

\*当事者としての教師～教師自身だれもそう思っていないはず, しかし, これは抽象的な意味でなく, 具体的な話 (p 7 7)

- ・菅野は, 森田の 4 層構造に加えて教師という「影の立て役者」の存在を指摘する(耳が痛い話ですが)

①いじめる教師～いじめに自ら荷担する教師～忘れ物の罰として制裁

- ・エスカレートすればいじめにあたるのは明白
- ・「日本の軍隊内務班と似ている」～見せしめであり, 権力を誇示する手段

②いじめを裁可する教師～自分ではいじめに手を汚さないが集団のいじめ発動を裁可(「やりなさい・やっていいよ」)する教師 (p 9 4)

～「実に苦い笑えぬ喜劇」脳性麻痺の既往症がある生徒の事例 (p 9 5), 教師が犯した 3 つの勘違いが学級の「いじめ裁可」をなす～クラス全員に注意した日から集団による継続的ないじめが発動する

③いじめの保全者としての教師

菅野は, 上記①～③以外の平均的な教師全てを「保全者」としている。そして「いつこの消極的な役割を捨てて①②に移るかは微妙である」という (p 1 1 0)

\*ここで, 事例紹介～S君の話

・彼は小学校で教師主導のいじめに遭ってある中学校に入学, 入学して数日間にクラスの生徒によるいじめを毎日受けて登校できなくなっている(この教師が①にあたるのは自明)。加害生徒は, 「孤立させてやる, 学校に来られなくさせてやる」と発言。

・担任教師らの対応: S と母親による訴えを軽くあしらう, S の前で加害生徒に「S に近づかない・触れない・話さない」と指導

・校長の対応: 担任らの対応について訴えと, 「この学校ではそのような対応をしている」と答える。

・「当事者の話が合わないので(加害生徒がやっていないと主張している)きょうはこれまで」と答える

・母親の欠席連絡に「長期戦になりますかね」「学校に来ないと始まらない」と

答える

- \*質問～中学校側教員らの対応は、上記①～③のどれに該当するか  
→①に近い②

#### (4) 人間の心理, 集団心理

##### \*集団心理 (本能)

- 自分たちとは異質なものを、未知なものと認識すると、それを排除しようという防衛本能 (アンデルセン「醜いアヒルの子」)
- 同時に、集団に属していることの安心感と満足感、
- 結果的に、家庭や学校で集団と同じであるよう教育するから、個性的な人はますます、悪目立ちする(「出る釘は打たれる」社会)

##### \*人間心理

- ストレス解消+快楽を得たいという本能・心理
- 「欲求不満～攻撃性」という心理

- \*森田は、「いじめは、人間性の深奥に潜む業のようなものではなく、社会の力関係に宿る病理である」と言う

- \*「弱いものいじめ」という表現～強いがゆえに標的にされることもある(結局、集団で弱い立場に追い込むから、この言葉は意味があると私は思う)

#### (5) 「いじめ」のキーワード～「孤立と集団」「見えにくい」「無意識の世界」

##### ①孤立と集団

- \*その子が自然に孤立していること、子どもの中には孤高を楽しむ「傑物」も稀にいるが超例外。普通にしておいてくれれば孤立することなく集団の中にいられたのに、意図的に集団から孤立させて「個人対集団」という構造を作るのがいじめ→いかなる犯罪類型に入れがたい悪辣で残忍な行為、それを我が子がやっていると思われられない

- \*加害者は、その現場での人数に拘わらず常に集団を背景にしている

- \*いじめの現場は常に、「個人対集団」

##### ②見えにくい (透明性)

中井のいう「透明化」はいじめ行為の透明化であるが、「見て見ぬふり」は、自ら人としての気配を消して「傍観者」になりきることであり、恐らく、万人に備わっている(いた)であろう自然法(啓蒙思想)的な善悪の意識を消し去るこ

とによって「傍観」は可能となる。これを数に頼んで「傍観」を決め込むのは、ある意味で手を汚す「観衆」よりタチが悪いと言える（私見）。

## 6 自森創立理念に関する私見

\* 社会が画一化，集団主義が蔓延→自森の創立理念（点数序列主義教育，競争原理への反発，個性尊重）が見直されるべき

\* 偏差値・点数競争主義と集団主義的いじめ構造は結びついている

→なぜなら，「点数競争主義」は，その集団の『同質性・画一性』を前提とし，『異質性，個性』を取り入れたらその集団での競争・序列は崩壊する

\* 競争主義社会は必然的に，「強者＝苛める側・弱者＝苛められる側」を生み出す

## 7 いじめと刑法（犯罪）

\* 「いじめ」は，様々な犯罪行為によって構成されている。

～暴行罪，傷害罪，脅迫罪，恐喝罪，窃盗罪，器物損壊罪，侮辱罪，名誉毀損罪 e t c

\* 学校の外であれば，間違いなく犯罪として検挙される，ところが，いじめは違う，どうして？

～いじめは，「非行」と振り分けられて，学校内部で処理される傾向，「たかが子供の問題」「いじめは必要悪としてやむを得ない」という古い考え方，或いは，「法は家庭に入らず」と共通の考え方

\* 「家庭」「学校」という『密室』で行われる「犯罪」ゆえに，見逃され，無自覚に行われる～しかも，「集団」が主体であるため，「犯罪」の意識が希薄化～DV問題と全く同じ

\* 「旧日本軍の兵営内での上官のいじめが「治外法権」であった如く，錯覚されている」（中井久夫）～近代的法治国家日本において非常に奇妙な現象

\* キーワード（「集団，見えない，無意識」）全てが関わっている

## 8 欧米との違い

\* 日本は加害者の責任を問わない風土～転校で落着（日本的）

\* 欧米は，加害者の行為責任を明らかにして責任を問う仕組みが発達している

\* 和の文化が「うやむや」に後押しする

9 「いじめ」の本質が見える事件，社会現象を時代，国，地理的な枠組みを越えて拾い出す。

～これによっていじめを卑小化する日本的風土を改め，社会学的見方へと進化

\*DV，部活教師による体罰，柔道連盟コーチ，相撲部屋，職場でのパワハラ・セクハラ，ナチスドイツ，軍国主義の日本，関東大震災時の朝鮮人虐殺，第1次世界大戦下でのトルコによるアルメニア人虐殺，欧米の移民問題，中世の魔女狩り，日大アメフト事件

\*教材としての「自由からの逃走」（エーリッヒ・フロム）

～自由を与えられた大衆の行く末に関する概念

～フロムは，「自由であることの痛烈な孤独と責任の重さ」を訴えつつ，与えられた自由の元で，自らナチズムに傾斜していくドイツ国民と独裁者の心理を詳細に説明している

・「人は，自ら意思で行動し，かつ，自由を求めていると信じている。しかし，自由になればなるほど，心の底では耐えがたい孤独感や無力感に脅かされる。そして，孤立することの絶望的な恐怖から逃れるため，退行的な逃避のメカニズムが働き，自由から逃れることを選択する」

・「自由からの逃走」は学校でのいじめ問題に大変示唆的

・中井は，子ども向けの著作『いじめのある世界に生きる君たちへ』でフロムの言葉を引用している

\*スケープゴートの政策は，独裁者・権力者の常とう手段

～ナチス，江戸時代にも

## 10 いじめ自殺事件の実態と国等の防止対策

\*裁判例～教師，生徒は，これら多くの自殺事件（現在も頻繁に報道されている）を真摯に受け止める必要がある～ところが「他人事，どこ吹く風」の文化・風土は極めて日本的（「傍観者」的姿勢）

・中野区中学校いじめ自殺事件（1986年）

・大津いじめ自殺事件（2011年）

・私自身が扱ったいじめ焼身自殺事件（約15年前）

～これらは氷山の一角

～いじめ自殺は，『いじめ劇場』の最後を飾ることを肝に銘ずるべき

\*いじめ防止対策推進法（平成25年）

\*各地弁護士会が実施する「いじめ出前授業」は、いじめ防止に有効

～取り敢えず、日本の全ての公立学校で実施すべきなのに、これすらしないの

は WHY？～文部科学省，自治体，校長等は，ふざけているとしか思えない

\*「出前授業」は弁護士会の「プロボノ活動」の一環として手弁当で各弁護士会の熱意ある若手弁護士が中心になって学校に働きかけて実施しているが，どうせ，校長や教育委員会等は「縄張りを荒らされる」とばかりに冷淡な態度を取っているのだと思うが，本当に情けない。そういう意味では担当している弁護士自身には何のメリットもなく，責任感と正義感だけでやっていますよ，ウソじゃない！

\*そして，（弁護士じゃなくて）教師でもいいから，日本中で起きているいじめ自殺事件をなんの科目でもいいから（この際，理科，算数でも）授業で取り上げて下さい，そして，それらまぎれもなく今生徒がやってるいじめの延長線にあることを教えて下さい。生徒の意見は聞かなくて構いませんので（当然ですけどね）。

\*いじめ防止対策推進法は，不登校を心身に対する暴力と同列において，「不登校」と「いじめ」をほぼ同一視している点は非常に大きな進歩であり注目すべきである。

## 1.1 教育現場での具体的ないじめ防止対策，発生した事例への対策

\*「いじめはいけないから止めなさい」では効果なし

\*大人が本心から思っていないこと，タテマエで言ってることがばれているから～大人が自らは実行していないことを家庭やニュースで見ている～バレなきゃいいと思う

\*加害者自身が意思的にいじめを行い，黙認するのでなく，生徒全員が集団心理に流されて本能的に行動する，社会集団の病理現象という側面（と言うより本質）

\*森田，菅野の『いじめ劇場』における劇は，集団（個人）心理や本能の集合体と言える社会的病理現象として上演されている

→冒頭で言った「無意識」から「意識」へ

\*いじめ自殺事件に見られる如く，その実態は残酷であり醜悪である。これを敢えて見過ごし，見逃そうとする教師，学校，教育委員会等にもいじめの四層構

造の当事者であることを自覚しなければならない

\* 「傍観者」層を中心とした加害者の周囲全員がいじめの当事者

→ 『仲裁者』の出現に向けて

## 1 2 最後に

本講義がいしづえとした森田及び菅野の著作から引用して私の講義を終わることとする。なお、中井「アリアドネからの糸」（いじめの政治学）では、具体的な対策論には触れていない。人間愛と高い教養に裏付けられた品格ある著作故であろうと思われるし、精神科医という自らの立場を自覚しての謙虚さの表れであろうと思う。

### ①菅野「いじめ＝＜学級＞の人間学」202p

「いじめは深く無意識に根ざした行為であるから、これを乗り越えるには、フロイトが示したように、それを徹頭徹尾、意識化しなければならない。できるかぎり、いじめを、白日の下に照らし出さなければならない。つねにいじめの形跡がひとの目に触れていなくてはならない。かりそめにもそれが、ひとの耳目から隠されるような不都合があってはならないのだからいじめの訴えに耳をかさぬ教師、いじめが何か自分の指導上の過ちであるかのように、それをひそひそ話や口ごもりといった言語の形態で隠蔽する教師、いじめを否認することでそれをなくすことができるかと信じているふりをした教師。まだまだこうした教師が少なくないようだ」

まことに哲学者らしい言である。無意識の世界にいじめの源を求めたうえで、社会現象としての「いじめ」の実態を「劇場空間」の4層構造プラス「立役者」としての教師の役割を指摘して現実の対策に大きなステップをもたらしたのが菅野の功績である。そして、現実の対策論において、無意識から意識の世界に引き上げ出す、「意識化」の戦略は、密室であるいじめの「劇場空間」を娑婆に外の世界にさらすことであるというのである。これは決して難しい非現実的な方策ではない。彼がいう「いじめ行為をオープンにする」具体的な方法も、じっさいにそれを行う主体も様々考えられると思うが、恐らく、最もその主体として相応しく期待されるのは、生徒自身であろう。そして、生徒が何かを行うにあたり教師が果たせる役割もまた色々考えられよう。

### ②森田「いじめとは何か」142p

「いじめが発生することは不可避だとしても、それを抑止する社会と抑止しない

社会とがあり、現実にいじめを止められる社会と止められない社会とに別れる。その分岐点は、いじめ問題を個人化して捉え、対応も個人化するか、集団や社会の全員が関わる問題として公共化して捉え、構成員の役割であり責務として問題の解決に臨むかにある。その違いを作り出すことこそが、まさに、教育に課せられた使命といえる」

これまた社会学者らしい表現であり、控えめな表現とは裏腹に辛辣な現実批判が込められていると思う。「個人化して捉え、対応も個人化する」とは、教師自らが演出家の如く関わり、そして、自らの拠り所である学校(学級)という場を、生徒らに劇場として提供しているという事実にほっかむりして、「加害者と被害者」の関係に問題を卑小化し、しかも、当該関係に生じている問題自体を確認したり、調査したりしてはぐらかしていくことを言っているのだと私は解釈している。

いずれにしても、森田のいう「集団全員が関わる問題として公共化する」は、一見表現は抽象的であるが、その前の論述(4層による劇場)を踏まえれば論理的かつ具体的であり、「教師自ら、いじめにおいて、自らが過去から現在まで果たしてきた、そして、今後果たし得る影響と役割を自覚せよ」と言っていることは明白である。このことを自覚さえすれば、後は言うまでもないと、森田は考えたから敢えて書かず、読者自身に考えてほしかったのだと思う。

以 上

第4章 内からの歯止め、外からの歯止め

図4-3 仲裁者の出現比率の推移

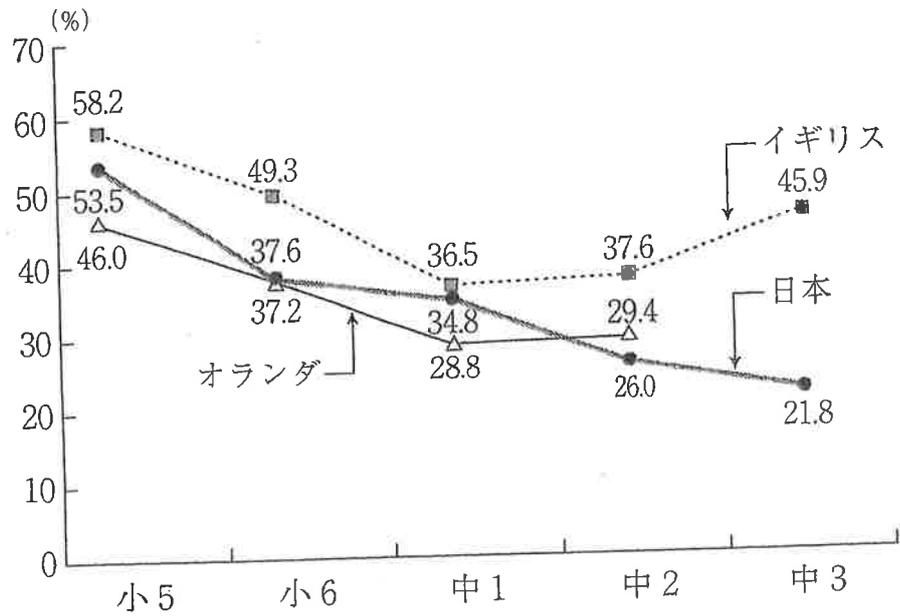


図4-4 傍観者の出現比率の推移

